

宮ヶ瀬湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

1 指定計画の概要

(1) 名称

宮ヶ瀬湖鳥獣保護区特別保護地区

(2) 所在地

相模原市緑区、清川村

(3) 指定期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 指定目的

宮ヶ瀬湖鳥獣保護区は、宮ヶ瀬湖とその周辺にスギ、ヒノキの針葉樹林が広い範囲で存在する水と緑が豊かな地域であり、このような自然環境を反映して、ヒヨドリ、メジロ、ホオジロ等が生息し、冬季には渡り鳥であるオシドリやマガモ等のカモ類が多く飛来する。

特に宮ヶ瀬湖鳥獣保護区特別保護地区の指定区域は、宮ヶ瀬湖の中でも、入り江になっており、静謐な環境が保たれている。このため、飛來したカモ類が多く休息場、ねぐらとして利用しており、その生息環境そのものの保全を図っていく必要がある。

このため、当該区域は、宮ヶ瀬湖鳥獣保護区域の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡來する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(5) 面積

約70ha

(6) 主な生息鳥獣

カワウ、カルガモ、キジバト、アオバト、アオゲラ、コゲラ、ホトトギス、ジュウイチ、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ、シジュウカラ、ヤマガラ、エナガ、サンコウチョウ、クロツグミ、キビタキ、キセキレイ、ホオジロ、カワラヒワ、イカル、トビ、ミサゴ、イワツバメ、スズメ、ムクドリ、カケス、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ガビチョウの計30種（令和3年7月調査結果、宮ヶ瀬湖鳥獣保護区全体）

冬季にはカモ類が飛來する。

2 利害関係人への意見照会の概要

実施機関：県央地域県政総合センター 環境部 環境調整課
照会期間：令和4年4月27日から令和4年5月13日まで
照会結果：賛成25名、反対なし

3 縦覧の概要

縦覧期間：令和4年6月7日から令和4年6月20日まで
縦覧場所：自然環境保全課、各地域県政総合センター環境部、県政情報センター、
各地域県政情報コーナー、相模原市緑区区政策課、清川村産業観光課
縦覧結果：意見書提出なし

4 公聴会の開催について

鳥獣保護管理法第28条第4項に基づく縦覧の結果、同法同条第5項に定める意見書の提出はなかった。また事前に関係者へ意見照会を実施し、反対意見はなかったことから公聴会規則第2条第1項に基づく公聴会は開催しない。

5 今後のスケジュール

9月中	環境大臣へ届出
10月末	指定の告示

(参考)

※ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

第28条（鳥獣保護区）

4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日（都道府県知事にあっては、その定めるおおむね十四日の期間）を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指針案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、前項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣又は都道府県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

※ 神奈川県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則

第2条 知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第28条第4項に規定する指針案について異議がある旨の同条第5項の意見書の提出があったとき、その他同条第1項の規定による鳥獣保護区の指定又はその変更に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

宮ヶ瀬湖鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）

1 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

宮ヶ瀬湖鳥獣保護区特別保護地区

(2) 宮ヶ瀬湖鳥獣保護区特別保護地区の区域

宮ヶ瀬湖鳥獣保護区のうち、早戸川林道汁垂隧道の西側出口から荒井林道を見通す線上を方位 270 度に進み同林道に至る線と早戸川橋で囲まれた区域、県道伊勢原津久井上村橋南端から村道土山高畠線を見通す線上を方位 225 度に進み同村道に至る線と同県道と同村道の交点により囲まれた区域及び同村道清川トンネル北側出口を起点とし、同所から同村道を南に進み県道秦野清川との交点に至り、同所から同県道を北に進み吹風トンネル北側出口に至り、同所から起点を見通す線上を東に進み起点に至る線により囲まれた区域のうち標高 286 メートルの等高線（満水時の湖面の標高）により囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

現行 : 平成 24 年 11 月 1 日～令和 4 年 10 月 31 日

新規（再指定）：令和 4 年 11 月 1 日～令和 14 年 10 月 31 日
(10 年間)

(4) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

宮ヶ瀬湖鳥獣保護区は、宮ヶ瀬湖とその周辺にスギ、ヒノキの針葉樹林が広い範囲で存在する水と緑が豊かな地域であり、このような自然環境を反映して、ヒヨドリ、メジロ、ホオジロ等が生息し、冬季には渡り鳥であるオシドリやマガモ等のカモ類が多く飛来する。

特に宮ヶ瀬湖鳥獣保護区特別保護地区の指定区域は、宮ヶ瀬湖の中でも、入り江になっており、静謐な環境が保たれている。このため、飛來したカモ類が多く休息場、ねぐらとして利用しており、その生息環境そのものの保全を図っていく必要がある。

このため、当該区域は、宮ヶ瀬湖鳥獣保護区域の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理指針

- ア 地域の愛鳥家と連携し、定期的な情報収集に努め、必要により生息状況等の調査を行う。
- イ 野鳥の違法捕獲を防止するため、鳥獣保護員等による巡視等を実施する。
- ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、捕獲等の実績を十分に考慮して適切に対応する。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 70 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	ha
農耕地	ha
水 面	70 ha
その他	ha

イ 所有者別内訳

国有地	ha
-----	----

地方公共団体所有地	ha	{	都道府県所有地	ha
			市町村所有地	ha
私有地等	ha			
公有水面	70 ha			

ウ 他の関係法令による規制区域

自然公園法による丹沢大山国定公園第三種特別地域	約 21.0 ha
県立自然公園条例による県立丹沢大山自然公園第二種特別地域	約 49.0 ha

4 再指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置

神奈川県北部の相模原市緑区及び愛甲郡清川村

イ 地形、地質等

相模川支流中津川に造られた宮ヶ瀬ダムによる人造湖

ウ 植物相の概要

周辺の斜面は、スギ、ヒノキの針葉樹林に広くおおわれている。

エ 動物相の概要

カモ類、サギ類、カワセミ、ヤマセミ、カワウ等の水鳥をはじめ、猛禽類の飛来も観察されている。

(2) 生息する鳥獣類

a 鳥類

カワウ、カルガモ、キジバト、アオバト、アオゲラ、コゲラ、ホトトギス、
ジュウイチ、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ、シジュウカラ、ヤマガラ、エナガ、
サンコウチョウ、クロツグミ、キビタキ、キセキレイ、ホオジロ、カワラヒワ、
イカル、トビ、ミサゴ、イワツバメ、スズメ、ムクドリ、カケス、ハシブトガ
ラス、ハシボソガラス、ガビチョウの計 30 種（令和 3 年 7 月調査結果、宮ヶ
瀬湖鳥獣保護区全体）

冬季にはカモ類が飛来する。

b 哺乳類

全域が湖面のため生息していない。

(3) 当該地域における野生鳥獣による農林水産物の被害状況

特になし

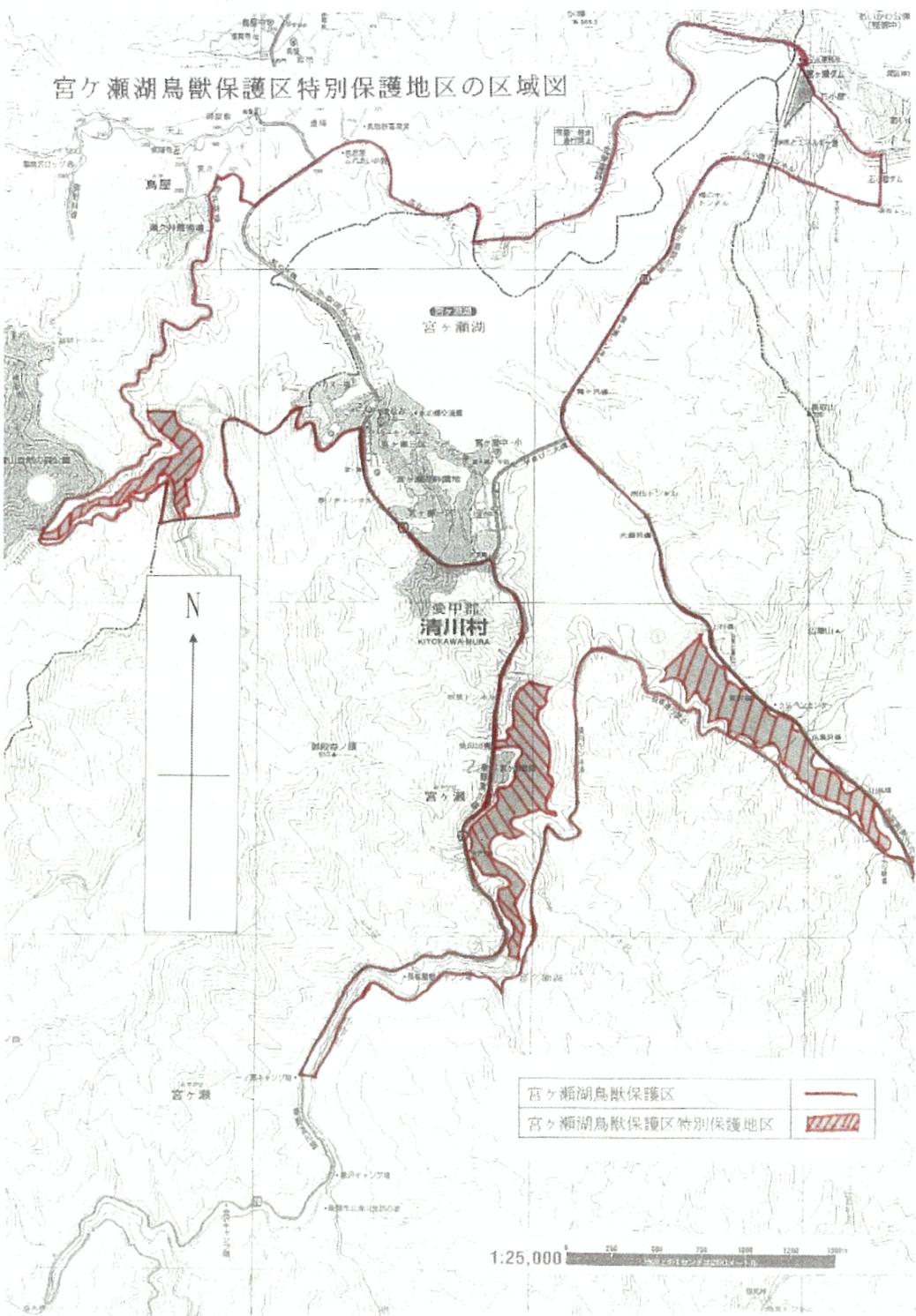
5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償
に関する事項

指定区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

案内板 0 基

制札 0 本



様式2

関係市町村・利害関係人 意見調書

鳥獣保護区名：宮ヶ瀬湖鳥獣保護区

(作成機関名：県央地域県政総合センター)

市町村 部課名 利害関係人 職氏名	賛否 (○印)	理由	その他要望事項
相模原市 市長 本村 賢太郎	賛成・反対	渡来する水鳥等の貴重な生息地として、保護区の継続が妥当と考える。 また、同地区を含む津久井地域においては、野生鳥獣による農作物等への被害があることから有害鳥獣捕獲が実施されている。同地区指定にともなう捕獲への規制はないことから、この点からも異論はない。	宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書等との整合が図られているか確認頂きたい。
愛川町 町長 小野澤 豊	賛成・反対		
清川村 村長 岩澤 吉美	賛成・反対	集団渡来地の保護及び宮ヶ瀬湖周辺における狩猟事故防止に必要なため	
相模原市鳥屋財産区 管理者 相模原市長 本村 賢太郎	賛成・反対	生物多様性の確保及び狩猟事故防止のため	
さがみはら津久井森林組合 代表理事組合長 佐藤 治男	賛成・反対		
愛川町森林組合 代表理事組合長 木藤 一郎	賛成・反対		
清川村森林組合 代表理事組合長 高野 進	賛成・反対	今後、保護区域内において鳥獣による被害の発生（農畜産物）が予想される場合には再検討する必要があると考える。	
神奈川つくり農業協同組合 代表理事組合長 中里 州克	賛成・反対	當農に関し鳥獣による被害が発生もしくは発生する恐れがある場合に、県・市の許可を受ければ捕獲が可能であることから、当組合としては特段反対の意見はない。	
県央愛川農業協同組合 代表理事組合長 馬場 紀光	賛成・反対		

厚木市農業協同組合 清川支所 支所長 永島 修	(賛成)・反対	渡来する鳥類も含めた該当区域の生態系や環境の保全・保護は、ダム開発があったためなおのこと重要と考えるから。	データとして把握しているのならば、どういった種類の鳥類がどのくらい集団渡来しているか、といった資料も添付されればいいと思いました。
中津川漁業協同組合 代表理事組合長 木藤 照雄	(賛成)・反対	設定されている鳥獣保護区の範囲及び境界線外には、観光施設また人家も点在し、銃器の種別によっては弾丸が到達する恐れもあることから、鳥獣保護の目的と合わせ、狩猟事故の防止の観点から、継続設定には賛成といたします。	1.隣接する銃猟禁止区域区域内において、通行車両と鹿の衝突事故や猪の子連れが住み着き、観光客の恐怖をあおっている現実もあります。他に、カワウやアオサギによる魚類の食害被害は、農作物の被害と合わせ、甚大な数値となっています。 2.有害駆除対策にも甚大な理解をいただきたい。
一般社団法人津久井 観光協会 代表理事 森田 正紀	(賛成)・反対	継続、更新が妥当と思われるため。	
愛川町観光協会 会長 小野澤 豊	(賛成)・反対		
宮ヶ瀬水の郷観光協 同組合 理事長 井上 廣道	(賛成)・反対		観光地を抱える当地として、狩猟におびえる動物達を、お客様になるべく連想させたくありません。
神奈川県獣友会 津久井支部長 小坂 義和	(賛成)・反対		
神奈川県獣友会 愛甲郡支部長 熊澤 收	(賛成)・反対	自然界と人間界との共生の必要性、野生動物については保護管理とす。	
神奈川県獣友会 清川支部長 長澤 徳勝	(賛成)・反対	特になし	
相模原市鳥屋鳥獣保 護協会 会長 榎田 智徳	(賛成)・反対		
清川村鳥獣保護協会 会長 長澤 徳勝	(賛成)・反対	特になし	
宮ヶ瀬勤儉貯蓄会 会長 川瀬 敏雄	(賛成)・反対		
宮ヶ瀬共栄貯蓄会 会長 落合 昌是	(賛成)・反対		

宮ヶ瀬生産森林組合 組合長 落合 徹	(賛成・反対)		
県央地域県政総合セ ンター 森林部 森林保全課長	(賛成・反対)	異論ありません。	
県央地域県政総合セ ンター 農政部 地域農政推進課長	(賛成・反対)		
厚木土木事務所 所長	(賛成・反対)		

